

高知県町村長・町村議会議長大会
決 議 事 項

令和7年2月

高 知 県 町 村 会
高知県町村議会議長会

宣 言

宣 言

本県の町村の多くは農山漁村地域にあり、文化・伝統の継承はもとより、食料の供給、水源かん養、自然環境の保全等、県民生活にとって極めて大きな役割を果たしてきた。

新鮮な海山川の幸で彩られる郷土料理の数々をはじめ、四万十川や仁淀川に代表される清流、黒潮薫る群青の海のかなたに円弧を描く水平線、今にも手が届きそうな空が広がる四国カルストといった自然が織りなす絶景など、沢山の方々に伝えたい魅力があふれている。

このように、県民共有のかけがえのない財産であり、「心のふるさと」である農山漁村を次世代に引き継いでいくことが我々の責務である。

一方で、物価高騰等による国民生活及び経済活動への影響が深刻化しており、加えて、自然災害も頻発している。

さらに、県内においては、急速に進展する少子・高齢化や若年層の人口流出、脆弱な財政基盤、基幹産業である農林水産業の衰退など、多くの課題を抱えており、我々町村は、これらの解決に向け真正面から強い覚悟をもって懸命に取り組んでいる。

この非常に困難な状況を打開すべく、国と地方は「地方の再生なくして日本の再生なし」という強い信念を持ち、地方独自の創意工夫や国・地方の緊密な連携のもと、人口減少の克服と地方創生の充実・強化に総力を挙げて取り組んでいかなければならない。

我々23町村の町村長と議長は、人々が地域に誇りを持ち、希望と活力に満ち溢れた社会を実現するため、決意も新たに、持てる限りの英知と努力を傾注することをここに誓うものである。

以上、宣言する。

令和7年2月21日

高知県町村長・町村議会議長大会

決 議

決 議

- 1 地方財政の充実・強化を図り、地方創生を推進すること

- 1 農林水産業の振興対策及び農山漁村の活性化対策を強化すること

- 1 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策を推進すること

- 1 医療・福祉施策を充実・強化すること

- 1 交通基盤等インフラ整備を促進すること

- 1 脱炭素社会の実現に向けた取組をより一層推進すること

以上、決議する。

令和7年2月21日

高知県町村長・町村議会議長大会

参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議

参議院選挙の合区の見直しに関する特別決議

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきたが、平成28年以降、4度の合区による選挙が実施された。

その結果、比例代表に新たに「特定枠」が導入されたものの、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少、自県を代表する議員が出せないなど、合区を起因とした弊害は明らかである。

これからの時代の「この国のあり方」を考えていく上で、多様な地方の意見が国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思として参議院を通じて国政に届けられなくなることは極めて問題であり、地方創生や安心安全な国づくりにも逆行するものである。

合区に対しては、地方六団体の全団体において合区の早期解消を決議しており、合区問題の抜本的な解決は「地方の総意」でもある。

ついでには、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とするため、憲法改正も含め「参議院の合区解消」を早急に実現することを強く求める。

以上、決議する。

令和7年2月21日

高知県町村長・町村議会議長大会

「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の
参画に関する特別決議

「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する特別決議

町村議会は、地域が抱える様々な課題の解決に向け、多様な住民の声を集め、その負託にこたえて議論を重ね、地方公共団体の意思決定を行うなど、日々、精力的に活動している。

しかしながら、近年の町村議会議員選挙においては、投票率の低下とともに、無投票当選者の割合が増加し、一部の町村では定数割れも生じるなど、議員のなり手不足が深刻化している。

このような状況を打開し、多様な人材が議会に参画できるようにするためには、議会の機能強化を図るとともに、立候補を阻害する要因を取り除き、志を抱く誰もが議員として活躍できる環境を整備しなければならない。

よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、下記の事項について早急に実現するよう強く要望する。

記

- 1 議員のなり手不足による地方自治の弱体化が将来的に我が国の民主主義にも影響を与え得ることを踏まえ、町村議会が行うなり手不足対策に財政支援を行うこと。
- 1 町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、若者や女性、会社員などが議会に参画できるよう、議員報酬に生活給的要素を加味するとともに、長との権衡を考慮して定めることを地方自治法に規定すること。
- 1 国民の幅広い政治参加や地方議会への多様な人材参画を促進する観点及び厚生年金の適用拡大が進んでいる状況を踏まえ、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。
- 1 若者や女性、会社員など多様な人材の議会への参画を促進するため、議員への立候補や議会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備すること。
- 1 地方自治法の改正により地方議会の役割及び議員の職務等が明文化されたことも踏まえ、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の参画を促すため、主権者教育を一層推進し、更なる地方議会の啓発を行うこと。特に、議会自らが主体的に行う出前講座や模擬議会などの主権者教育の取組に対する支援を講ずること。

以上、決議する。

令和7年2月21日

高知県町村長・町村議会議長大会

四国新幹線の整備促進に関する特別決議

四国新幹線の整備促進に関する特別決議

全国各地で高速鉄道ネットワークの整備が着々と進む中、四国は全国の中で唯一新幹線の空白地帯となっており、四国地方の発展を図っていくためには、圏域内と大都市を結ぶ高速交通ネットワークの整備が不可欠である。

基本計画路線と位置付けられた路線については、順次整備が進められ北陸新幹線は2024年に、敦賀まで開業し、その後、京都、新大阪まで、また、北海道新幹線は、2030年度末に札幌まで延伸する計画であるのに対し、四国新幹線は未だ、基本計画のままである。

こうした中、2023年の政府の経済財政運営の指針「骨太方針」に、四国新幹線を含め1973年から基本計画路線にとどまっている路線の方向性について調査検討を行うと基本計画路線に関する調査が初めて盛り込まれた。

四国に新幹線が整備されれば、四国内における移動時間の大幅短縮のみならず、四国から移動できる範囲が大幅に広がることにより、交流圏と交流人口が拡大し、関西、九州など既存の新幹線ネットワークとの接続による広域交流圏が形成されることが期待される。

これらのことは、今後の我が国の経済成長をけん引する地方の発展を支え、地域活性化と未来に繋がるまちづくりを促進するとともに、さらに2050年のカーボンニュートラル社会の実現のためにも、一日も早い整備が望まれている。

よって、国においては、四国新幹線について早急に整備計画への格上げ及び早期実現に向けた措置を講じられるよう強く求める。

以上、決議する。

令和7年2月21日

高知県町村長・町村議会議長大会

大会決議事項

大会決議事項

- 1 地方財政の充実・強化及び地方創生の推進について
- 2 農林水産業・地域の活力創造について
- 3 南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について
- 4 医療・福祉施策の充実・強化について
- 5 交通基盤等インフラ整備の促進について
- 6 脱炭素社会の実現に向けて

第1号

地方財政の充実・強化及び地方創生の推進について

(要 旨)

現在我が国においては、人口減少・少子高齢化への的確な対応と地方創生、デジタル社会の推進等が喫緊の課題となっており、国、地方を挙げ積極的に取り組んでいく必要がある。

さらに、こども・子育て政策や防災・減災対策、公共施設等の老朽化対策や脱炭素化など、取り組むべき課題が山積し、市町村の財政需要が増大している。

市町村が自主性・自立性を発揮し、地方創生を積極的に進めていくとともに、地域の実情に応じた社会保障サービス、住民の命を守る防災・減災対策等を実施するためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源配分のあり方の見直しと偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築、必要な地方交付税所要額の確保など地方の自主財源の大幅な拡充による町村財政基盤の強化が不可欠である。

よって、国は、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 財源の充実について

(1) 人口減少・少子高齢化に的確に対応するとともに、地方創生の更なる推進を図るため、市町村が自主性・自立性を発揮し様々な施策を着実に実施していくためには、継続的に安定した自主財源の確保が必要であることから、地方交付税率の引き上げを含めた抜本的な見直しを行うこと。

また、少子高齢化が進行している自治体に重点的に配分される「地域社会再生事業費」を拡充・継続するとともに、物価高騰等による財政需要を的確に反映し、地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

加えて、国の施策により新たな行政需要が生じた場合、必要となる財源については、同水準ルールの外枠で適切に措置し、単位費用の減額による地方一般財源総額の調整を行わないこと。

なお、過去に大幅に縮減が行われた、地方交付税の算定における段階補正の復元に取り組むこと。

(2) ゴルフ場利用税（交付金）は、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、極めて貴重な財源となっている。

所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農業・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を断固堅持すること。

- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える安定した基幹税であることから、国の経済対策に用いることや、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
また、土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整措置の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。
- (4) 過疎地域の多様な財政需要に対応するため、過疎対策事業債の必要額を確保し、ハード分の対象事業を公共施設の除却等へ拡大し、地域の再生・活性化に有効なソフト分の発行限度額を引き上げるとともに、過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源及び産業振興や定住施策を推進するための財源を安定的に確保するため、地方交付税措置や地方創生に係る交付金の充実・強化を図ること。
また、過疎地域と非過疎地域が共同で実施する広域連携事業や広域的に活用される施設整備については、非過疎地域に対する税源措置の充実を図ること。
- (5) 地域の医療・保健・福祉サービスの確保をはじめ、生活交通の確保、地域コミュニティの維持等は、市町村にとって大きな課題であり、今後交付税の算定需要の見直しを行う場合には、過疎、山村、半島等不利な条件を抱える市町村の多様な財政需要を的確に反映して、個別市町村の行財政運営に支障を来すことのないようにすること。
- (6) ICTを効果的に活用した教育が推進できるよう、ICT 環境整備（GIGA スクール構想）の費用に係る財政措置を継続・拡充するとともに、端末やネットワーク機器等の維持更新費用、学習用ソフトウェア等についても財政支援すること。
- (7) 市町村におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進にあたっては、積極的な財政支援を行うとともに、専門人材の確保・育成が将来にわたる課題となっていることから、現場ニーズを踏まえた人的支援を更に充実すること。
また、条件不利地域を含めたすべての地域がデジタル化に取り残されることなく、社会的弱者を含むすべての住民が等しくサービスの向上を享受できるよう、市町村が独自に行うデジタル技術を活用した地域社会の活性化・課題解決に係る事業に要する経費については、財源の乏しい市町村の実状や条件不利地域等のハンディキャップも考慮し、十分な技術的・財政的支援を行うこと。
- (8) すべての市町村が地域の特性・実情に応じてグリーン社会の実現に取り組めるよう、総合的な交付金・基金等の創設をはじめとする支援策を講じること。

(9) 市町村の情報システムの標準化・共通化及びガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行については、早期に的確な情報提供を行うこと。

また、各市町村においてシステムの整備状況等置かれている状況は様々であり、進捗状況も異なることから、市町村の意見を丁寧に聴き、それぞれの市町村の状況に応じたきめ細かな対応を行うこと。

(10) 情報システムの更改に係る費用、クラウド化を行う際のデータ移行に係る費用のほか、システムの移行に係る新たな経費、影響を受けるシステムの改修費等、関連する経費については、国の責任において、確実に措置すること。

また、システム移行を支援する「デジタル基盤改革支援補助金」については、補助上限額の見直しや交付対象を拡大するとともに、予算の大幅な拡充を図ること。

2 地方創生の推進について

(1) 人口減少の克服と地方創生を実現するため、国は東京圏への一極集中や地域間格差の是正など構造的問題の解決に向けて積極的に取り組むとともに、地方が自立して効果的な取組を継続することができるよう、安定した十分な財源を確保すること。

(2) 市町村が進める地方創生の取組とデジタル社会の更なる推進に向け、制度的にも財政的にも十分な支援を行うこと。

(3) 市町村が、地方版総合戦略に基づく事業を円滑に実施できるよう、地域再生計画の認定及び「新たに創設される交付金」の交付に係る申請手続きの簡素化を図ること。

(4) 「新たな国土形成計画（全国計画 令和5年7月閣議決定）」において、目指す国土の姿として掲げられた「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向け、地域の魅力を高めて、地方への人の流れを作り出し、東京一極集中を是正する施策を推進すること。

また、「小さな拠点」をはじめ、地域運営組織（RMO）や特定地域づくり事業協同組合等の活動への支援等、個性ある地方の創生のための市町村の取組を積極的に支援すること。

(5) 都市から地方への移住・交流の推進、多様な地域資源とデジタル技術等を活用したイノベーションの推進、起業支援など、ヒト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、地域内での経済循環が促進されるよう、市町村を積極的に支援すること。

また、地域での活躍が今後も期待される地域おこし協力隊制度について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、例えば、地域の伝統産業等や伝統技術・伝統文化の存続・継承など切実な地域課題解決にも一層貢献できるよう、更なる制度の充実を図ること。

- (6) デジタル社会の推進に当たっては、条件不利地域を抱える市町村において、遠隔医療・遠隔教育やテレワークも含めた産業振興等多様な分野における取組に対する財政支援や人的・技術的支援を拡充すること。
- (7) 情報通信インフラやこれを活用するためのシステム等の情報通信基盤については、国の責任において着実に整備を加速化すること。
また、条件不利地域等において市町村が実施する光ファイバ等の基盤整備について、必要な財政支援を拡充・継続するとともに、運営や維持・更新について必要な支援を行うこと。
あわせて、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための交付金制度については、設備等の拡充・更新に係る費用と維持管理に係る費用の双方を支援の対象とすることや、不採算地域において、光ファイバや携帯電話の基地局等の整備・維持管理を行う事業者への財政支援を拡充すること。
- (8) 市町村の山間部の集落においては、地上デジタル放送の難視聴地域があり、難視聴解消のための共同受信施設を受益者が自己資金で設置・管理して対応している。今後、施設老朽化等による修繕や更新に伴う費用の増加が見込まれていることから、住民の不安払拭及び負担軽減のためにも、民間事業者によるインターネットを利用した地上波テレビ配信サービスの提供地域拡大の加速化を促進すること。
- (9) 全ての市町村が積極的にこども・子育て支援に取り組むことができるよう、国の責任において制度の拡充・見直しを行うとともに、仮に地方負担が生じる場合に税財源の確保を行うこと。
また、自治体の財政力等によってこども・子育て支援施策に地域間格差が生じることのないよう、全国一律に実施すべき総合的な施策については、国の責任と財源において必要な措置を講じた上で実施すること。
- (10) 「こども未来戦略」に示されたこども・子育て政策の強化に係る各種施策の具体的な制度設計に当たっては、地域の実情に即した施策を実現するため、現場を担う市町村の意見を十分反映させること。
また、「こども・子育て支援加速化プラン」に示された児童手当の拡充のような全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含め国の責任において確実に確保すること。
- (11) 「こどもまんなか実行計画」に基づく具体的な施策を推進する際は、地域間格差が生じないように、地域の実情等を踏まえ、実施主体となる市町村に対し、人的支援、財政支援など必要な支援を行うこと。
- (12) 地域と高等学校の連携・協働体制の一層の充実を図るため、両者をつなぐ専門的なスキルを持つコーディネーターの配置に係る制度の創設や財政支援を行うとともに、必要な能力を備えたコーディネーターの養成や育成を行うこと。

- (13) 条件不利地域等町村部において、医療・介護職の専門人材の確保が困難となっていることから、職員の処遇改善、多様な人材の確保・育成及び離職防止・定着促進等総合的な対策を強力に推進すること。
- (14) 地域資源を活用したコンテンツの造成による観光客誘致やデジタル技術の活用による地域の内外からの消費促進を推進するとともに、同一地域への来訪の高頻度化や滞在の長期化等、コロナ禍を契機とした観光需要の質的な変化に沿った観光地域づくりにより地域経済の活性化を目指す取組に対し、積極的に支援を行うこと。
また、地域活性化に寄与することが期待される関係人口の拡大に向けて支援の拡充を図ること。

3 地方公務員の制度について

- (1) 地方公務員の給与関係経費については、国家公務員の給与等の取扱いを踏まえると大幅な増額が見込まれるため、必要な地方財政措置を講じること。
- (2) 町村が安定的に行政サービスを提供できる体制を維持するため、地方公務員の定年引上げ期間中についても、一定の新規採用職員の継続的な確保を図られるよう、必要な地方財政措置を講じること。

農林水産業・地域の活力創造について

(要旨)

農山漁村は、農林水産業を通じて地域の経済を担い住民の生活の場となっているだけでなく、食料の供給や国土の保全等の役割に加え、再生可能エネルギー蓄積、災害時のバックアップ等新たな可能性を有していること、また田園回帰の強い動きが見られること等、多面的かつ公益的な役割を担う地域であり、国民共通の貴重な財産である。

しかしながら、中山間地域が多い本県においては、人口の減少や高齢化が著しく、農林水産業のみならず集落活動や地域文化の担い手さえ不足するなど、地域活力は低下の一途を辿っている。

特に、中山間地域では、農林水産業の生産条件が不利な状況に加え、生産・流通コストの増嵩による影響などにより、農林水産業の経営は一層厳しさを増している。

さらに、地域での生活を支え合う基盤であった集落が衰退するほか、買い物や移動手段といった生活面での不安を抱えるなど、様々な課題にも直面している。

国においては、農山漁村が直面している危機的な状況を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組を積極的に推進することが必要である。

よって、国においては、農林水産業・地域の活力創造を推進するため、次の事項について、早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 農林水産業の振興について

(1) 急峻で狭小な農地が多く、規模拡大による競争力強化が極めて困難な条件不利地域である中山間地域では、施設園芸農業など付加価値の高い農業経営について規模拡大や経営の効率化や生産基盤の強化など、生産性や農業所得の向上に繋がる対策を強化するとともに、新規に就農しやすい営農条件を整備すること。

また、安心して営農が続けられるよう地域の実情や需要に応じて米づくりを推進すること。

(2) 日本の原風景ともいえる農林水産業の営み、とりわけ農業については、貿易自由化の推進により競争力の弱い中山間地域の農業に大きな影響が懸念されていることから、国の責任において、中山間の小規模経営体に

においても将来にわたり持続可能な農業経営を行うことができるような施策の実行や必要な予算を拡充すること。

- (3) 食料・農業・農村基本法の見直し及び今後の政策の実施にあたっては、産業政策と地域政策が車の両輪であることを堅持し、地域政策の総合化の視点から、農村政策の一層の充実を支えるような改正を行うこと。
また、国と自治体が農村社会の目指す姿を共有し、政策の内容や財源の在り方について協議を行うため、農政に関する国と自治体との協議の場を設けるとともに、各地域にとって最適な政策が実施できるよう、自治体の裁量を拡充する「農村価値創生交付金（仮称）」を創設すること。
- (4) 地域農業の担い手の育成・確保に当たっては、多様な経営形態や地域の実情に応じた対策を拡充し、継続的に支援すること。
また、「新規就農者育成総合対策」については、新たに農業を志す全ての人々が交付対象となるよう、所要額を十分確保するとともに、交付要件の緩和及び交付額の拡充を行うこと。
- (5) CLT等の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の推進及び木質バイオマスのエネルギー利用に関する支援を強化するため、「林業・木材産業の生産基盤強化」の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立すること。
- (6) 「森林・林業基本計画」の対応方向で示された①森林資源の適正な管理・利用②「新しい林業」に向けた取組の展開③新たな山村価値の創造④木材産業の競争力の強化を着実に推進するため、十分な支援を行うこと。
- (7) 森林の経営管理を担う意欲と能力のある林業経営者の育成や林業就業希望者を支える仕組みとして、林内路網整備や高性能林業機械導入などのハード整備に加え、人材確保のための経費やスキルアップ研修などのソフト経費も含めたパッケージとなった制度を創設すること。
- (8) 森林資源を有効活用するため、大規模な施業委託型林業とともに新たな事業者が参入しやすい小規模林業を推進するための制度を創設すること。
- (9) 過疎高齢化の進む中山間地域では、地価及び国産材の価格低迷など様々な事情により、土地・山林及び家屋等を所有する住民の死亡後、その相続が長期間なされず、所有者不明の土地・家屋、山林が増加しているが、防災面も含めて公共の福祉のための土地の有効利用といった観点から大きな支障が出ており、改正民法等の周知を含め、国民の理解を得られるよう努めること。
- (10) 「森林・林業基本計画」を着実に実施するとともに、森林経営管理制度の円滑な運用により森林整備が推進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する国及び県による支援の強化を図ること。

また市町村における森林・林業行政の充実と、森林整備促進の実効性を高めるため、地方交付税における基準財政需要額（林野水産行政費）の測定単位に「森林の傾斜地面積」を考慮すること。

- (11) 森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図り、地球温暖化対策としての森林吸収量2.0%（2013年総排出量比）を確保するとともに、豊富な人工林資源を循環利用し、木材の安定供給体制を構築するためには、施業の集約化を図り、間伐や路網の整備、主伐後の再造林等を推進する必要があることから、持続可能な林業の推進に必要な予算を確保すること。
- (12) 2050年カーボンニュートラルに寄与する林業・木材産業のグリーン成長を実現し、山村の活性化を図るため、「森林・林業基本計画」に基づいた各施策を着実に推進し、十分な支援を行うこと。
- (13) 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、公共の建築物はもとより一般の住宅を含めた建築全般の木材利用を促進すること。
また、今後も木材の安定した取引が続くよう支援するとともに、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を進めるためにも、若い人達が地域にとどまれるよう、夢と希望を持って働ける仕事場の整備と担い手確保のための財政的な支援をすること。
- (14) 漁業所得の向上を目指し、漁村地域自らが策定する「浜の活力再生プラン」や「浜の活力再生広域プラン」の着実な推進に対する支援を強化するとともに、次代を担う意欲ある担い手の育成・確保に向けた支援の充実を図ること。
また、水産物の安定供給と漁村地域の維持発展に向け、ハード・ソフト両面からのきめ細かな支援を実施すること。
- (15) まぐろ・かつお類の日本近海への来遊量を増やすため、科学的根拠に基づく資源管理措置の強化・見直しを提案し、資源の持続的利用が図られるよう、関係国に対し引き続き強く働きかけること。

2 農山漁村の活性化について

- (1) 農山漁村地域の活性化に当たっては、都市と農山漁村の共生・対流の推進に向け、地域の特性に応じた都市住民との連携や地域コミュニティの再生、学校教育等における子ども滞在型農山漁村体験教育の推進に対する総合的な対策の拡充を図ること。
なお、「青少年自然体験活動等の推進に関する法律案」を早期に制定すること。
- (2) 食料安全保障の観点から、国際情勢の変化等に長期的に対応し得る農林水産業の生産力強化、農山漁村の活性化に向け、将来を見据えた万全の対策を講じること。
また、食料自給率については新たに作成される食料・農業・農村基本計

画において国民に安全・安心な農作物を安定して供給できるような目標を設定するとともに、目標達成のために必要な財源を確保すること。

- (3) 「日本型直接支払制度」の各事業の実施に当たっては、農業・農村を支える人材の確保及び事務負担の軽減を図るとともに、地域の実情に応じた交付単価の見直しを行うなど、安定的に制度を運営できるよう支援策を拡充し、必要な財源を確保すること。
- (4) 「多面的機能支払交付金」については、農村の美しい景観の維持・再生及び自然環境の保全を推進するため、支援策の拡充・強化を図り、必要な財源を確保すること。
- (5) 鳥獣被害対策については、市町村だけでは解決が困難な「災害」のレベルまで達しているため、十分な予算を継続的に確保するとともに、関係省庁や関係機関との連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じること。
また、「鳥獣被害防止対策交付金」については、緊急的な捕獲活動と侵入防止柵の整備等の対策の拡充を図り、必要な財源を確保すること。
さらに、狩猟者の負担軽減など担い手の育成・確保に向けた支援策の拡充・強化を図るとともに、処理加工施設の充実や関係事業者の連携促進等を図り、ジビエ利用拡大に向けた取組を支援すること。
- (6) 「農山漁村再生可能エネルギー法」に基づき、市町村における再生可能エネルギーが円滑に導入されるよう、財政支援措置を拡充すること。
また、「農業農村整備事業」による小水力発電の売電収入を地域に還元できる仕組みづくりの推進を検討すること。
- (7) 農山漁村の生活の基盤である集落機能の維持・再生に向け、都市との交流、移住・定住の促進、生活交通の確保、コミュニティ活動の支援など、集落対策を総合的に推進するための支援策を充実・強化すること。
- (8) 農林漁業者は、国産農林水産物の急激な需要の落ち込みや価格下落、ロシア・ウクライナ情勢による化石燃料や肥料、飼料など生産資材価格等の高騰により収入減となっていることから、価格・収入安定対策や販売促進、需要喚起等により、停滞する経済活動が復活するまで支援を継続・強化すること。

第3号

南海トラフ地震対策及び防災・減災対策の推進について

(要旨)

未曾有の甚大な被害をもたらした東日本大震災以降も、昨年1月に発生した令和6年能登半島地震、近年頻発化する豪雨災害等により、全国各地で甚大な被害が相次いでいる。また、8月には南海トラフ地震臨時情報が初めて発表された。

地域に暮らす人々の命と暮らしを守ることは、我々に課せられた最大の使命であり、安全安心な地域社会を実現し、持続可能な活力ある地域を創生するためには、全国的な防災・減災対策、国土強靱化の取組を一層推進することが喫緊の課題である。

特に発生が危惧されている南海トラフ地震に対して、市町村においては、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、対策の実施に必要な「推進計画」に沿って、官民一体となって実効性のある地震防災対策をなお一層加速させていく必要がある。

また、本県は急峻な山地や河川が多い地形的条件から、道路の崩壊に伴う集落の孤立や山から崩れ落ちた土砂が川をせき止める「河道閉塞（土砂崩れダム）」なども懸念され、こうした土砂災害への対策も必要である。

これらの課題に着実に対応できるよう、我々は地域住民とともに、これまでの地域の防災対策を見直す中で、想定を超えた事態にも対応できるよう、地域における支え合いの仕組みなどを早期に構築し、真に災害に強い安全・安心なまちづくりに取り組んでいかなければならない。

よって、国は、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

1 南海トラフ地震対策の推進について

- (1) 住民の生命・財産を守る災害に強い県土づくりを進めるために、海岸・河川堤防の耐震化や嵩上げを迅速かつ強力に促進する必要があることから、南海トラフ地震対策を推進するための予算の確保及び財政支援措置の充実強化を図ること。
- (2) 南海トラフ地震対策のうち、用地取得を伴う防災・減災関連事業を迅速に行うため、事業認定を簡素化すること。
- (3) 避難場所や浸水拡大防止等、高規格道路が有する副次的な防災機能の活用など、「防災・減災対策」を強化すること。

- (4) 「社会資本整備総合交付金」の都市再生整備計画事業などの中に、「南海トラフ地震対策特別措置法」における避難対策特別強化地域枠を創設し、交付金嵩上げ等の財政的支援制度を充実させ、市町村が実現可能な津波リスクの無い「安全な住宅地の形成」を図る制度を創設すること。
- (5) 津波浸水地域にある行政・教育機関などの公的施設や主要な医療・福祉施設が、早期かつできるだけ少ない負担で高台等に移転できるよう、地域住民の合意などに時間を要する集団移転促進事業とは別の枠組みで、これらの施設が単独で高台等に移転できる新たな助成制度を創設すること。
- (6) 震災に強いまちづくりのため、各種公共施設の耐震性の向上、農業用ため池における防災工事の推進、上下水道施設の耐震化の促進、地震・津波対策としての河川管理施設・海岸保全施設・津波避難施設の整備、緊急輸送路確保のための道路の整備、橋梁の耐震化、法面の防災対策、防災拠点となる都市公園の施設整備、港湾・漁港の整備や土砂災害からの保全、さらにはハード整備と併せたハザードマップの作成などへの安定的な予算を確保するとともに、国費率の嵩上げを行うこと。
また、孤立対策も推進すること。
- (7) 沿岸部においては津波により甚大な被害が想定されることから、津波浸水想定区域外へ、復旧や受援に関する拠点を整備する制度を創設すること。
- (8) 住宅の耐震対策に必要な財源を確保するとともに、簡易な耐震改修をはじめ耐震改修と併せて行うリフォーム等、火災予防対策も補助的に追加すること。
- (9) 臨時情報が発表された場合には、南海トラフ地震の発生形態に関わらず、また、事前避難対象地域であるかどうかに関わらず、地震の発生可能性が高まった地域全体を災害救助法の適用対象とすること。
また、臨時情報を適切な住民避難等につなげるため、住民等が「注意」や「警戒」における取るべき行動を理解し、「正しく恐れる」ための丁寧な周知を行うこと。
- (10) 震災に強いまちづくり継続のため、津波避難タワーや避難路、避難誘導灯等の長寿命化・修繕等に対し必要な財政支援措置を講じること。

2 防災・減災対策の推進について

- (1) 5か年加速化対策後も国土強靱化を推進するため、令和7年度を初年度とする「実施中期計画」の策定に早期に着手したうえで、令和6年度内に完了させるとともに、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で速やかに確保すること。

- (2) 令和7年度末に期限を迎える「緊急防災・減災事業」及び「緊急自然災害防止対策事業」については、事業期間の延長を図るとともに、引き続き十分な財源を確保すること。
また、「緊急浚渫推進事業」については、河川の氾濫による浸水被害等を防止するため、計画的に浚渫を実施する必要があることから、対象事業を拡充するとともに、十分な財源を確保すること
- (3) 河道閉塞など大規模な土砂災害の危険性がある箇所調査や公共道路の法面倒木対策を進めるとともに、災害発生時における安全避難施設及び避難路や、被災後における代替的な避難道の確保など孤立集落対策を進めること。
- (4) 「急傾斜地崩壊対策事業」を始めとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。
特に、最近の集中豪雨等の災害の多発を踏まえ、防災・減災の観点から、水源地域における治水やダム放流等の在り方を再検討するほか、災害の発生の恐れがあるため池や急傾斜地等の危険個所の整備を推進するため、必要額を確保すること。
- (5) 防災・減災等に資する社会資本の老朽化対策を総合的に推進し、とりわけ橋梁・トンネルの修繕や点検に関しては、技術的支援の体制整備や必要な財政支援措置を講じること。
- (6) 頻発する災害からの復旧復興を円滑かつ確実に進めるため、国と地方が行っている災害復旧事業と災害復旧に必要な幹線道路の維持修繕を行うための新たな財源を確保すること。
- (7) 住民の避難施設など極めて公共性・公益性の高い施設建設を円滑に進めるため、所有者不明土地などについては、用地取得によらず、自治体において例えば、地上権と同様の権利を設定し、そのような土地が有効利用できる法制度を検討すること。
- (8) 被災者の安否確認や、負傷者等の救命、更には医療活動の状況の把握・共有が図られるような携帯電話や通信衛星等を活用した通信手段の構築など、情報通信手段の確保や、避難者に対する精神面のケア、救援物資等の受入れや配布などの体制整備に伴う制度の確立と財政支援措置を講じること。
- (9) 住民の生命・財産を守る地域防災力の更なる充実強化を図るため、消防団、自主防災組織等の維持・充実や地域での防災活動活発化のための、さまざまな人的・財政的支援を拡充すること。
- (10) 災害発生時でも水道水の安定供給を確保するため、管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化、応急給水用資機材や非常用貯水施設の整備等について、必要な財政支援措置を講じること。

- (11) 防災行政無線のデジタル化をはじめとする消防防災設備・装備の整備及び更新について、財政措置を充実強化すること。
- (12) 土砂災害警戒区域内にある既存の避難施設が、避難者の滞在時に土砂災害等で被災しないよう、被災防止対策を実施するための財政的支援を講じること。
また、土砂災害特別警戒区域から、土砂災害警戒区域への指定変更を可能とする安全対策のための交付金などの支援措置を創設すること。
- (13) 津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域にある耐震性の無い公営住宅等の建替え等に係る一般財源相当額について、「緊急防災・減災事業債」の対象にする等、財政支援の更なる拡充を行うこと。
- (14) 「災害対策基本法」をはじめとする関係法令や国の計画に「事前復興」を定義付けるとともに、地方の取組を総合的に支援すること。
- (15) 感染防止のため多様化する避難形態について、それぞれの地域の実情に応じた仕組みの構築や施設整備を更に強化できるよう、十分な財政支援を講じること。
- (16) 耐震性及び安全性強化のため、水道施設の整備を促進すること。
加えて、上水道・簡易水道・下水道事業を将来にわたり安定的に継続することができるよう、十分な支援を行うこと。また、広域的な連携強化体制の構築も重要であることから、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実強化すること。
さらに、地理的条件等により広域的な連携の効果を得ることのできない小規模な事業に対する支援措置を講じること。

医療・福祉施策の充実・強化について

(要旨)

少子化の急速な進行は、社会、経済、地域など様々な分野に深刻な影響を及ぼしている。地域における若者・子育て世代の雇用の安定と所得の増加を図り、結婚、妊娠・出産、子育てのライフステージに応じた切れ目のない支援とともに、仕事と子育てを両立できる環境整備を推進し、こどもを生み育てることの喜びや社会を実現する必要がある。

加えて、急速な高齢化の進展、慢性疾患の増加等による疾病構造の変化、保健サービスに対する地域住民のニーズの高度化や多様化に対処するため、総合的な地域保健医療対策を推進するほか、障害者及び障害児が希望する生活を営み、地域や職場、学校において生きがいや役割を持って、安心して暮らすことができる地域社会の実現を図る必要がある。

また、医療保険制度の持続可能性の確保が求められる中、とりわけ、国民健康保険は他制度に比べ、年齢構成が高く医療費水準が高いことに加え、保険料負担が重いなどの構造的な課題を抱えるほか、介護保険制度については、介護ニーズの高度化・多様化に対応しうる人材の確保・質的向上が喫緊の課題となっている。

こうした中、市町村がそうした課題やニーズに応え、地域住民が安心して日常生活を過ごせるようにするためには、きめ細かな医療、福祉施策を着実に進めていかななくてはならない。

よって、国においては、総合的な医療・福祉・少子化対策を充実・強化するため、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 若者・子育て世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、市町村が地域の実情に応じて実施する取組に対する更なる財政支援等の充実を図ること。

また、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、各種支援制度を拡充強化すること。

- 2 「こども医療費助成事業」については、全国統一的な制度として無料化を実施すること。

また、こどもの医療費に限らず、重度障害者やひとり親家庭等の医療費の一部負担への助成を行っている地方自治体への国民健康保険に係る国庫負担金の減額調整措置を廃止すること。

更に、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、医療的ケア児の受入れ体制整備に係る補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。

- 3 「子ども・子育て支援新制度」のさらなる質の改善に必要な財源確保を含め、長期的な視点に立ち地域の实情に合った少子化対策の実施を可能とするため、自由度が高く、事業の継続実施が可能となるしっかりとした財政支援措置を講じること。
- 4 児童虐待防止のため、「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」等に基づく、市町村の体制整備に必要なかつ十分な財政措置を講じるとともに、専門的人材の育成、確保に対する支援の充実を図ること。
- 5 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない必要な支援の提供のため、「こども家庭センター」の早期普及が行えるよう十分な財政支援等を行うこと。
- 6 不妊治療について、こどもを望む夫婦の希望が叶えられるよう保険適用範囲の拡充等を図るとともに、独自の支援を行う地方自治体への財政支援を行うこと
- 7 生まれ育った家庭状況にかかわらず、子どもたちが自立する力を伸ばすことのできる機会を提供することが課題であることから、地域における包括的な支援体制の構築に対し支援を行うこと。
また、経済的基盤の弱い子育て世帯が増加しているため、対象となる保護者に対し、生活支援、就労支援及び経済的支援等について必要な措置を講じること。
- 8 慢性的な保育士不足の解消に向けて、潜在保育士の活用や保育士の処遇改善に重点を置いた雇用管理改善などの働く職場の環境改善への取組を更に推進すること。
- 9 児童生徒を交通事故や生活上の事故及び地震等の災害から守るため「交通安全」、「生活安全」、「災害安全」の「安全三領域」に対して、自分の命は自分で守る防災・安全知識や技術を身につけさせる教育の徹底と質的向上のために、授業時間の確保や教員のスキルアップをはじめとする人的体制の強化を図ること。
- 10 障害者が地域社会で安心して暮らせるよう市町村が実施する相談体制等の整備や啓発活動、社会的障壁の除去のための施設の構造の改善及び設備の整備等の取組に対し、財政支援及び人材の育成・確保に対する支援を充実させること。
- 11 地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を進める市町村が、地域の实情に合わせた事業を円滑に実施できるよう、国は予算額を確保するとともに適切な支援措置を講じること。
- 12 介護保険制度について、現行の国庫負担割合（居宅給付費の25%、施設等給付費の20%）については確実に国が負担し、調整交付金は別枠とすること。

- 13 介護保険における「保険者努力支援交付金・保険者機能強化推進交付金」の規模別の評価に係る区分については、地域資源や体制等の前提条件が大きく異なる保険者が同じ区分にならないよう、人口規模を考慮するなど、見直しを行うこと。
また、評価指標による保険者の取組の「見える化」の一環として市町村の得点獲得状況が一般公開されたが、各保険者の取組に表層的な優劣をつけることにより、保険者の制度運営に支障を来たさないよう、最大限考慮すること。
- 14 医療療養病床から介護医療院への移行による、被保険者の保険料負担増の総額を軽減するため、適切な財政措置を講じること。
- 15 「介護離職ゼロ」を達成するため、介護サービス基盤を整備するとともに、介護従事者の養成や処遇改善、介護人材の広域的確保により、介護サービスを支える介護人材の確保に引き続き取り組むこと。
また、中山間地域等においてもサービス提供事業者等による居宅サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。
- 16 先般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や国保料（税）の賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図ること。
また、国民健康保険の普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能については、引き続き堅持すること。
- 17 市町村国保を含め保険者が実施する生活習慣病の発症や重症化予防対策の取組は、今後ますます重要となることから、若年層の早い段階から全国統一基準で健診等を実施できるよう特定健診の対象年齢を引き下げるとともに、その際の市町村国保に生じる経費については、現行の特定健診等の費用と同様に国が責任をもって財源措置を行うこと。
また、国保の保健事業への助成額についても上限枠を拡大すること。
- 18 国保総合システムの開発や運用に当たっては、市町村等保険者に追加的な財政負担が生じることのないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- 19 予防医学、医療技術及び製薬技術等の進歩により、効果のある先進医療や薬剤が国民に提供できるようになってきたが、一方で子宮頸がん予防ワクチンの接種後の副反応などが現実に発生しており、その予防や救済支援などの対策については、既に国や自治体で対策が講じられているものの、こうした副反応と製剤の因果関係及び治療法の早期究明と、より手厚い有症状者の救済支援や通常の手当では不足する交通費等を独自に助成している自治体への助成制度の創設を図ること。

- 20 地方における医師や看護師、医療従事者の不足に対して、計画的な育成、確保を推進するとともに、診療科偏在・地域偏在の抜本的な解消、恒久的に医師や看護師、医療従事者が確保できる仕組みを早急に確立すること。
また、地域医療を支えるべき地等の診療所の運営・維持に積極的な支援を行うこと。
- 21 医師の働き方改革による緊急医療の縮小や大学病院等からの医療派遣引揚げ等が、地域医療の崩壊を招かないよう、地域医療の実態を踏まえて取り組むとともに、必要な支援を行うこと。
- 22 不採算部門を抱える自治体病院に対し、地域医療を確保し、経営の安定化を図るため一層の財政支援措置を講じること。
また、病院事業に係る財政支援措置を見直す場合には、自治体病院の運営に支障を来すことのないよう、十分配慮すること。
- 23 保健師、社会福祉士、介護福祉士等専門職の養成・確保を図るため、国や県による奨学金制度や研修機会の拡充、待遇改善に向けた財政的支援、地域における採用活動の支援など、包括的な支援策を講じること。
- 24 居住地の別に関わらず、母子健康事業や、保健・福祉・医療等の関係機関の連携によって効果的な運営がなされ、妊産婦や乳幼児が安心して健康な生活が出来るよう、一貫性のある支援を行うこと。
特に、産前・産後うつをはじめとするハイリスク群は産科施設の多職種による早期の適切な支援により予防効果があることから、精神科あるいは心療内科と円滑に連携可能となるようなシステムを構築すること。
- 25 認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」という。）を利用する場合にはグループホームの住所地に住民登録を行うことになっているが、グループホーム所在地の市町村以外から入所した場合、所在地の市町村の財政負担が大きくなり、また、住民が施設に住民登録をしないまま入所するケースが出るなど、介護保険サービスと行政サービスのずれが生じることから、グループホームは特定地域密着型介護サービスとして、介護保険制度における「住所地特例」として追加し、「住所地特例」の適応範囲を拡大すること。
- 26 風しんに関する追加的対策については、市町村が混乱なく円滑に事業を遂行できるよう、必要な対策を講じること。

交通基盤等インフラ整備の促進について

(要 旨)

道路などの交通基盤は、強靱な国土の創造のために欠かすことのできない最も重要な社会基盤である。

しかしながら、本県の高速道路をはじめとする幹線道路の交通基盤の整備が極めて遅れているため、産業振興や観光の発展に支障をきたしていることはもとより、住民の安全・安心を守るための最も基礎となる「命の道」さえ十分に確保できていない状態にある。

特に、近年は、異常気象による大規模な自然災害が多発しているほか、南海トラフを震源域とする大規模地震の発生が危惧される状況にあり、災害時の緊急輸送道路の確保の面からも、「四国8の字ネットワーク」をはじめとする高規格道路網等の早急な整備は喫緊の課題である。

また、公共交通を取り巻く環境は社会経済情勢の変化に伴う利用者の減少から、路線の見直しを行うなど、多くの地域で事業の維持が困難な状況となりつつあり、将来にわたって持続可能な地域公共交通を構築することは、我々、町村にとって大きな課題となっている。

さらに、現在、国において進められている「地方創生回廊」構想を実現するためには、高速道路網等の整備とあわせて、本県を含む四国地方に新幹線が整備されることが必要不可欠である。

よって、国は、次の事項について早急に適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 高知県の活性化や自立的発展に必要な不可欠で、かつ緊急時に「命の道」となる四国8の字ネットワークについては、ミッシングリンクの解消及び現在暫定2車線となっている区間の4車線化を含め、一日も早い整備を図ること。
- 2 整備が遅れている国道・県道・市町村道・生活道については、地域の実情に即し、均衡ある道路網として整備を推進すること。
また、道路の老朽化対策について、点検、診断に対する財政措置を充実させ、市町村負担の軽減を図るとともに、次回点検以降は、健全性に応じた点検手法が可能となる点検・診断システムの構築を図ること。
- 3 町村では、土木・建築分野における技術系職員の不足により、老朽化したインフラの点検・改修等に支障が生じる懸念がある。そのため、国や県による人的支援や民間事業者の活用支援の強化に加え、町村における技術系職員

の確保・育成を促進するための採用支援策（奨学金制度の創設、研修機会の拡充、給与・待遇面での支援など）を講じること。

- 4 市町村における通学者・高齢者等住民の足の確保は、集落機能を維持し、住民生活を守っていくために不可欠であることから、地域公共交通の確保・維持のため、更なる積極的な施策を講じること。

特に、コミュニティバスやデマンドタクシー、自家用有償旅客運送等については、地域の実情に応じた規制の見直しや市町村の取組に対する財政措置を含めた支援を充実強化すること。

また、地域の鉄道のあり方について再構築協議会により検討を行う場合には、影響を受ける自治体の意見を十分に反映できるものとするとともに、地域公共交通の再構築に関する取組に対し十分な財政措置を確保すること。

- 5 四国の新幹線の整備計画格上げに向けた法定調査に関して、令和8年度の予算措置を講じるとともに、新幹線整備事業を「国土強靱化実施中期計画」に掲げるなどにより、新幹線建設予算を大幅増額すること。

脱炭素社会の実現に向けて

(要 旨)

近年は、国内外で深刻な気象災害が多発しており、今後、地球温暖化の進展に伴う気候変動の影響によるリスクがさらに高まることが予想されるなど、地球温暖化対策は喫緊の課題となっている。

2015年に開かれた第21回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」では、「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をする」という長期目標が掲げられた。

さらに2023年に開催された第28回締約国会議（COP28）では、最終合意文書「UAEコンセンサス」が全会一致で採択され、2050年までのネットゼロを達成するために、エネルギーシステムにおける化石燃料からの脱却の加速について言及された。

わが国においては、2030年の温室効果ガス46%減並びに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする2050年カーボンニュートラルの実現に向け「地域脱炭素ロードマップ」が策定されるなど、脱炭素に向けた動きが加速化している。

そのような中、多くの市町村においても「ゼロカーボンシティ宣言」が行われ、各地域で温室効果ガス排出実質ゼロに向けた取組が進められている。

については、脱炭素社会の実現に向けた取組を着実に進め、持続可能な社会を未来の世代へ引き継いでいくため、国において、次の事項について格別の措置を講ぜられるよう要望する。

記

- 1 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、先行地域のみならず、意欲ある市町村が積極的に活用できるよう、交付要件の緩和や予算の大幅拡充を図るとともに、地域の特性に応じて脱炭素化に取り組む全ての市町村を支援できる十分な財源を継続的・安定的に確保すること。
- 2 「2050年温室効果ガス排出実質ゼロ」の目標は、国・県・市町村の連携はもとより、事業者や国民が一丸となって取り組まなければ達成できない難しい課題であるため、広く国民に対して、脱炭素の意識を醸成する情報発信、啓発を行うとともに、地球温暖化対策や省エネルギー行動を意識したライフスタイル、ワークスタイルへの転換を促進する施策を行うこと。
- 3 2050年カーボンニュートラルの実現に向け、豊富な天然資源を有する農山漁村では再生可能エネルギーの導入を促進し、需要地に届けるための系統

を増強していくことが必要であることから、送電網整備のマスタープラン実行にあたっては、再生エネルギー導入ポテンシャルが高い地域の基幹系統の増強を優先的に行うこと。

また、ローカル系統の増強にあたっては、送配電事業者と発電事業者が費用を負担することになっているが、基幹系統の増強の際に活用予定の「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を、ローカル系統の増強にも活用するなど、より系統の増強が促進されるような施策を早期に講じること。

4 森林資源を活用した木質バイオマス発電事業については、発電に要する諸経費の高騰により、経営が厳しくなっていることから、支援策を講じること。

5 開発ポテンシャルの高い、地域主導による小水力発電の導入促進に向け、ポテンシャルの再調査や、計画から運転開始までの支援体制の構築、設備機器類の標準化・汎用化、水利権等、規制の在り方の抜本的な見直しを行う等、国主導による総合的な対策を講じること。

6 脱炭素社会の実現に向けては、再生可能エネルギーの活用や排出ガスの抑制という点で、公共交通機関の利用促進も重要な施策と考えられるため、交通インフラの更新なども含め、地域交通機関の運行支援を行うとともに、唯一の新幹線空白地域となっている四国に、脱炭素社会の実現にも資する新幹線の整備促進を図ること。

7 ロシアのウクライナ侵攻により、エネルギー資源の深刻な供給不足が懸念される。資源に乏しいわが国は、エネルギー供給のうち、石油や石炭、天然ガスなどの化石燃料が80%以上を占めており、そのほとんどが海外への依存であり、現在、エネルギー自給率は10%を下回っている。

エネルギー安定供給の観点からも、この改善を図っていくことが急務となるが、再生可能エネルギーの活用推進、省エネルギーの推進、脱化石燃料など脱炭素の取組を推進することにより、エネルギー自給率の改善を図り、安定的なエネルギー需給構造を確立すること。

